

1 1 月 2 8 日

11月28日(月) 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	川寄 純司
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	川尻 博文
教育次長	木戸佐夜子	消防長	岡野 数正
企業局長	今宮 正志	総務課長	浜村 晴司
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	議案第88号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例案について
日程第5	議案第89号 平成23年度江田島市一般会計補正予算(第3号)
日程第6	議案第90号 平成23年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

- 日程第7 議案第91号 平成23年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別
会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第92号 平成23年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2
号）
- 日程第9 議案第93号 平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第2
号）

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第6回江田島市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第1、「諸般の報告」を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） おはようございます。

第6回江田島市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、国政は、東日本大震災からの本格復興策を盛り込んだ大規模な第3次補正予算が21日に可決され、復興本格化への第一歩を踏み出したところですが、復興財源各法案などの重要法案の成立は、視界不良の情勢で、会期延長も視野に入れた課題山積の後半国会となっております。

また、国民に直接影響を及ぼす消費税率の引き上げや、TPP交渉参加などの動きも活発化しており、その動向も気がかりなところですが、引き続きそれぞれの状況に即した迅速な市政運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様のお協力よろしくお願いいたします。

本日の案件は、本市の一般職の職員給与について、国の人事院勧告に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する条例案及びこの改正に伴う一般会計をはじめとする各会計の補正予算案を提案しております。

慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは10月31日、第5回臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、6項目報告を申し上げます。

まず第1点目が、江田島市表彰式についてでございます。

11月2日、市役所で、平成23年度江田島市表彰式を開催しました。

今年度は、別紙1のとおり特別功勞表彰1人、善行表彰2団体を表彰いたしました。受賞された皆様の、今後ますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げます。

2点目が、個人情報保護審査会の開催についてでございます。

11月7日、市役所で、江田島市個人情報保護審査会が開催されました。

この度の審査会では、「災害時要援護者名簿を本人の同意なしで、自治会、女性会、

まちづくり協議会、自主防災組織、消防団等へ提供する」ことについて、国・県のガイドラインに準拠した運用が行えるよう、当該団体から要望が出されていたため、当審査会へ諮問し、審査していただきました。

審査の結果、各団体とも公共性を求めることができ、開示する情報は基本的に援護には必要な情報で個人の利益になることから、開示することは適当であるとの答申をいただきました。

3点目が、江田島市戦没者追悼式についてでございます。

11月10日、農村環境改善センターで、江田島市戦没者追悼式を開催いたしました。

当日は、遺族や来賓約200人が参列し、「江田島市戦没者之霊」に献花し、戦没者の冥福を祈るとともに、恒久平和実現への誓いを新たにしました。

4点目が、フェスティバル江田島2011についてでございます。

11月20日、国立江田島青少年交流の家で、フェスティバル江田島2011が開催されました。

今年で22回目を迎えたこのイベントは、地域の教育力を高めることを目的に開催され、市内外からの約2万人の参加者でにぎわいました。

当日は、舞の海秀平さんの講演会や江田島産の焼きカキコーナー、特産品の販売、子どもプレイゾーンなど多彩なイベントが行われ、市内の小・中学生による和太鼓、金管バンド、吹奏楽部の演奏など、子どもたちが主役のステージショーが披露されました。

また、東日本大震災の復旧・復興のために本市のフェリーを無償貸与したお礼として、宮城県気仙沼市の大島汽船株式会社から2,000匹のサンマが届き、試食コーナーで多くの来場者に本場の秋の味覚を堪能していただきました。

御協力いただいた関係機関、団体の皆様に感謝を申し上げます。

5点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙2のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席しました。

最後に6点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙3のとおり契約を締結いたしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、13番 登地靖徳議員、14番 浜西金満議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3、「会期の決定」についてを議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、1日限りに決定いたしました。

日程第4 議案第88号

○議長（上田 正君） 日程第4、議案第88号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第88号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

本市一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第88号、江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の主な改正理由は、今年度の人事院勧告に伴うものでございます。

初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

議案書の10ページ、参考資料をごらんください。

今回の主な改正内容は、まず、1. 給料月額引下げ等です。

改正の理由は、公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差（△0.23%）を解消するため、給料月額を引き下げるものでございます。

主な改正内容は、給料表の改正です。

①としまして、基本的に50歳台の職員を重点に引き下げるもので、7級は最大0.5%の引き下げとなり、平均改定率は△の0.2%となります。

②引き下げを行う俸給及び対象者の数は196名でございます。

もう一つは、現給補償の減額です。

現在、経過措置として、現給補償の適用を受けている者については、昨年度までの0.41%に、一律0.49%を加え、合計0.9%を減額するもので、対象者数は8

7名です。実施時期は平成23年12月1日からでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

2. 平成23年12月期末手当の支給特例です。

特例の内容は、人事院勧告どおりで、本年4月から今回の改定の実施の日、23年12月1日になるんですが、前日までの期間に係る民間との格差相当分を解消するため、平成23年12月支給の期末手当、今年の冬のボーナスですが、このボーナスに①4月の給与×0.37%×8月分、これは8月分は4月から11月分でございます。②6月に支給された夏のボーナス×0.37%、この二つを合算した額を減じて支給するものでございます。

ただし、これは今回の給料月額の下げ改定の対象となる者に限ります。

なお、0.37%の率は、減額調整の対象となる職員で、均等に負担する場合の人事委員会が示した調整率でございます。実施時期は23年12月1日でございます。

予算関係ですが、減額となる人件費は、一般会計・特別会計の給料、期末手当の総額555万4,000円でございます。

それでは議案の説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

第1条として、人事院規則に沿って、また職員間の均衡を図るため、字句の一部改正をいたしております。

次に、3ページから5ページの給料表のとおり給料を減額改定するものでございます。

次に、6ページをお願いします。

第2条として、現給補償の率を減額改正する規定を開設しております。

附則といたしまして、第1項、この条例は平成23年12月1日から施行する。

附則第2項に、特例措置といたしまして、今回の改正に伴い、減額調整の対象となる職員のことし4月から11月までの給与等と6月分の夏のボーナスの合計額の0.37%分をことしの冬のボーナスから差し引いて減額調整するものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則第3項は、規則への委任条項を規定いたしております。

8、9ページに改正条例案の新旧対照表をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） まず、2ページの第1条の中にあります第7条第3項中で、「を超える」を「に達した日の属する年度の末日を超えて在職する」と、こういうように改めるということですが、4月に市役所に入りましてね、3月末の年齢に達する、55歳の年齢に達するということで、これは公平になるからいいと思うんですがね、その下の19条第1項中ですよ、時間外手当ですね、1ヶ月に60時間を超えた場合の割り増し

ですね、今までは、日曜日を60時間にカウントしてなかったということですがね、このたびからカウントされるということですが、ところが、平日の割り増しの率ですね、これが1.25、日曜日は1.35、これが日曜日の分は1.5になるわけですよ。そうしますと、この60時間を超えるカウントするのに、両方ともいいということになるんですがね。職員に有利になるように思うんですが、どうでしょうか。

最後にですね。11ページにありました特例の内容の中で、4月から11月までの0.37%下げるということですが、これについては民間との差が0.23、これを解消するためにやるんですけど、0.37というのは、どうも率があわないんですがね。私も簡単に計算してみたんですが、0.23という数字にならん思うんですが、若い人はカットされないということで、そこらがあるんだと思うんですがね。これ0.23の差の解消になるのでしょうか。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） お答えいたします。

1点目の8ページの時間外勤務手当のところですけども、議員がおっしゃるように現行では60時間を超えて、時間外勤務時間を計算する際に、これまでは日曜日をカウントしておりませんでしたけども、これは国の人事院規則に合わせ、国の方がそういう運用をしておりますので、国の運用に合わせ、日曜日の勤務を60時間にカウントするというのであります。

もう1点目の11ページ、これにつきまして、このたびは民間給与を上回る0.23%ですね、今回この給与の引き下げを行うということなんですけれども、今回の引き下げにつきましては、全員が引き下がるわけではございません。先ほど部長が説明いたしましたように、今回引き下げの対象となるのは196名の職員であります。

しかしながら、これを全体で0.23を解消するということになりまして、この対象となる196人が0.23の効果を持つために、196人が負担するために、0.23より率が高くなっております。言い換えれば、引き下げがされない職員の分についても、引き下げの対象となる者が負担するというので考えていただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 人勧で、公務員の賃金は、この3年間連続でされとるわけなんですけど、多分この10年ぐらい、ずっと下がっておると思うんですよ。

それで、私は思うんですが、この人勧の引き下げによって、職員の仕事に対する意欲が低下するんじゃない。言われたことだけをこなす職員を育てるのか、それとも創意工夫をして住民サービス向上のために一生懸命取り組む質の高い職員を育てるのか。

どういうふう考えておるか市長答えてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） もらう側からすれば多いのがいいのは当たり前なんですけど、これは民間給与と公務員との給与の格差、その格差ということは何かいって、要する

に国民が見ると不公平感、公務員の方が優遇されとるじゃないかいうことで、そういう勧告が毎年出るようになって、これは逆に民間のが高いから公務員は上げなさいいう、これまでは大体そういうことが多かったですが、この最近景気が低迷して、民間のほうが高いもので、こういう公務員も下げなさいということなんです、これはあくまで公平感を国民から見た公平感を保つために、こういう中立的な立場のところがこういう判断をされて下げなさいということですから、決して職員一人一人がですね、それで仕事の意欲が落ちるとかそういうことでは私はないと思います。

これは、あくまでやっぱり江田島市民、それから国民全体から見ての公平感を保つための措置なんで、そういったことは職員も十分承知しとるわけなんで、そのことで意欲が下がるということは、私はないというように思っております。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） この問題でいうてもね、人勧の問題でありますんで、次の質問なんです、このたびの勧告で、定年の延長が出たですよ65歳までの、賃金が7割に下がるのは下がるのですが、今の江田島市の職員が60歳で定年でやめた場合に、再雇用というのはどういうふうになつとるんか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） 今回の人事院勧告で、定年の延長というのは、正式には出ておりません、意見としては出ております。今後、定年を延長するという事は、今後出てくるとは思いますけども、今回の人事院勧告では正式には出ておりません。

本市の場合の60歳を過ぎての雇用なんですけれども、現在、本市の制度の中に、再任用制度というのがございまして、これは、本人が申し出た場合は、年金がもらえるまでの年齢までは雇用できるということなんです、江田島市の場合に、実際、職員から申し出というのがないんで、これまで再任用したことはございません。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 申し出がないというよりは、ささんようにしとるんじゃないん、一つには。そういうことはないんですか。だって、年金は65まで出んわけじゃから、5年間、それだけの間に生活できるだけの退職金も数千万円というふうに出とるわけじゃないんじゃないんか。どうもそのへんがよう分からんのじゃけどね私は。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） うちのほうでそういう制限をしとるわけではございません。ただ、今回の人事院勧告の中の意見の中を見ますと、これから年金の受給も段々延ばされるということで、今の再任用についても義務化をしようという動きがあるようなんで、今後、国の動きを見ながら、本市の場合も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） 失礼します。

市長さんは先ほどの答弁の中で、公平性を保つためにということをおっしゃったわけで

すが、私は公平性を保つためにと言ったら、やっぱりラスパイレス指数でいうと、公務員のところで100を基準してやるわけですよ。そうする場合には、やはり広島県の所も公平性をみんなやらんわけでしょ。

そうしたら、江田島市の職員のラスパイレス指数というのはどうなんですかね。県内でやっても、竹原市は104のところですよ。江田島市においたら、94.3%ぐらい。要は、県平均をしても江田島市職員の指数は低いわけですね。

その中で整合性を持ついうたら、まだ上げてやらにやらんのかなんかいうような気がするわけですが、そうした中で、いろんな士気の問題にもかかわってくると思いますんで、そこらのところ公平性を言われるんだったら、そこらのところも考えてなされるべきじゃないかと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） この職員の方も、それぞれ家庭もあれば、子どももおれば、ローンもあれば、社会生活を営む上において、たとえ0.2%、0.3%であれ、減額されるということは、その家庭の幸せを何分の1かでも破壊するような行為に当たるんじゃないか思うんですよ。

それよか、この前、6月じゃったのか、全協で今のしおかぜの丘の補填、6億5,000万、28年まで毎年1億補てんさしてくれ、いう案が出たよね。6億5,000万あったら、この550万、15年補填できるわけよ。意味分かる、副市長。言っていることが分かるでしょう。ということは、いかに金がないないと言いながらにおいても、こういう無駄なことを平気でやっているのですよ。平気でやりよるか、なぜ、職員の幸福度を増す施策とらないのか、とれないのかいうことをちょっと一言。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今の御質問ですが、確かに職員の給与を下げるということについては、全国的なレベルの中で物事を運んでいると、とはいえ、やはり多少なりとも、下がるということについては、うーんという気持ちはあるとは思いますが。

ただ、ラスパイレスの給与表について給与については、今後、少し検討を加えていく必要があるということは、市長とも話をしておりますし、今後の課題として受けとめさせていただくと、さらに今御指摘があった、いわゆるこの小用開発にかかってもですね、ただこの繰入れをしなくていけないという今後の負担増と、こういったことと、一方では550万と、まさに木っ端を集めて大木を流しよるんじゃないかというような、御指摘の部分があると思いますが、ただ事業の種別をしていただいて、小用開発については小用開発の一定規模の予算編成をしなくていけない。

一方は給与の問題とここのところをですね、やはり峻別していただいて御理解いただきたいなというふう思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 今理解をせえとも、それは土台無理なことなんです、小用開発はこの7日からの本議会で一般質問で再度質問させていただきたいと思っておりますので、けども、こうして、きれいごとで、人事院勧告がなされたから不景気だから

給与下げますいうてきれい事でやるんじゃないなくて、給料を現状で維持しても、市民からは何のおとがめもないような仕事しなさいと。こういうふうな指導、上司として常日ごろやっておるのか。

また、この仕事ぶりでおまえら給料をまともにもらって恥ずかしくないのかというふうな、先般、私が一般質問でも、適材適所かいうのをやりましたけども、なにもいい答えは得られませんでした。そこらで、職員の給料をカットするんじゃないで、職員の給料何とかして上げてやろう思うて、おれらはやるから、おまえらも頑張ってくれというふうな、なぜそういう施策に切り替わらないのか、もう一度答弁してください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 確かにどういんですか、給料をもらっている以上、市民のために全体の奉仕者として、しっかり仕事しなくてはいけないと、常々、職員の資質の向上であるとか、こういったことは研修や、あるいは日常生活の中でも、日常業務を通して、指導はしてきておりますし、ただ、給与の問題が、職員の士気にかかわってくるという部分について、もう少し配慮が必要ではないだろうかという御指摘だろうと思います。今後も、先ほど申し上げましたように、今回は人事院勧告の例年の、人事院勧告のこれを受けて、一定の整理をしなくてはいけないということで、当然、職員の組合とも交渉して、一定の方向づけができたということで、今提案をさしていただいております。

今後は、先ほど山本一也議員の方からも出ましたラスパイレスの問題についても少し視野を広げて、給与の改正もすべきではないだろうかという御意見もいただいておりますので、そういったところにも少し目を向けながら、職員が一方ではまた頑張れる意識が高まるような具体的なそういった手立てでもですね、考えていく必要があるとは思いますが、ただ、日々の職員の職務についても、しっかりと自分たちの仕事の責任と使命感を持って仕事をしていただくように、今後も継続して、並行して、取り組みは充実していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） そのような答弁であろうと、最初から考えておりましたけれどもね、職員の方々は、各上司の方々から、このように給料が下がりますよ、いわれて何の抵抗もできないんですよ。だけでもその後に控えておられる家族、子ども、おじいさん、おばあさん、また下がったんか。

一般の方は、たとえ1%でも月曜日に値引きしますよと藤三なんかでやる、朝7時にもう黒山のたかるぐらい買い物客がおるわけなんです。それぐらい10円、1円を常日ごろ節約して、10円でも安い大根、5円でも安い人参、買うために、1時間も2時間も早く藤三に行って並んどるんです。

それくらいやっているのに、ただ人事院勧告でラスパイレスが100を出しちゃいけない、せいぜい94.5なら94ぐらいまでにせいやとか、きれいごとだけで職員を扱わんと、おまえたちの仕事で、仕事ぶりで、ふうがわりいじゃないけえ胸を張ってくれよ、給料を下げりゃへんどというふうな施策をしてほしい、いうことをお願ひしまして、答弁はいいです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 職員の給与に関する条例について反対の立場からの討論を行います。

人事院は月例給の0.23%の引き下げ、一時金（特別給）の据え置きなどを内容とする賃金勧告と、65歳に定年年齢を引き上げるための制度整備についての意見の申し出を行ないました。

勧告、意見の申し出とも、総じて、公務労働者の切実な賃上げ要求には正面から応えず、官民比較を過度に協調して、財界、政府の人件費抑制政策に迎合し、中高年齢者の賃金、労働条件を大きく引き下げる内容となっています。

政府は、国家公務員については、人事院勧告を見送り、公務員給与平均7.8%引き下げる特例法案成立を目指しています。

憲法28条で保障されている労働基本権を公務労働者から奪った代償措置としての人事院勧告を無視をし、特例法案によつての賃金引き下げは憲法違反です。

政府は、公務労働者の賃金引き下げ勧告は、東日本大震災の復興財源などと口実をつけていますが、労働総研は626万人に直接影響して、賃金の10%削減でGDPは3兆円、税収は5,400億円のマイナスになると試算をしています。

復興財源は、公務労働者の賃下げではなく、ため込んだ原発埋蔵金5兆円、原発利益共同体企業がため込んだ内部留保80兆円の一部を取り崩すべきです。

日本の大企業は、労働者の犠牲の上に、ここ10年間で内部留保を倍増し、円高の要因にもなっています。ため込んだ内部留保の一部を取り崩し、時給1,000円以上、雇用は正社員が当たり前のルールの確立が求められます。

雇用を守り、賃金を引き上げることこそが、内需を拡大し、冷え込んだ日本経済の立ち直りにもつながります。

公務員賃金削減は、住民サービス切り捨てと一体のものであり、とうてい容認できるものではありません。

以上をもって反対討論とします。

○議長（上田 正君） 次に、賛成討論ありませんか。

吉野議員。

○3番（吉野伸康君） このたびの給料改定は、人事院勧告に基づいたものであり、公正であると思い、賛成いたします。

○議長（上田 正君） ほかに討論はありませんか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） 私は、この江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例案について、反対をする立場で申し上げます。

先ほど申しましたように、江田島市のラス指数は、県内でここ最近、15位からことしは20位まで下がっております。このことは、構造的に低いランクにあることを意味しており、本市においても給与担当者もまんざら否定はできない事実であります。

今、広島県内にかかわらず、全国的に自治体が財政難になっているということは、私も十分承知をしております。

江田島市においては、毎年、何十人もの職員が減ってきておりますが、この中には、定年を待たず、中途退職者、かなり数を示しております。この多くは、この中の多くの人たちは、将来を悲観し、辞めていった者も決して少なくないと思っております。

ある中堅の職員さんが私のところに悩みを打ち明けていただきました。このまま人員が減ると、私たちの仕事はどのようになるのか、考えてくださいということでありました。確かにそうです。地形的に複雑なこの島でありますから、職員さんが減れば減るほど職員の仕事は過酷なものになってまいります。それは、十分な住民サービスするための上であります。

私は、このような状況を見過ごすわけにはいきません。

市長さんは、給料が県内で1番最低のところである仕事しておる職員さんの気持ちを察してあげたことがあるでしょうか。何人もの職員が長時間労働や責任によるストレスで悩んだり、病気になっています。現職で殉職した職員さんもおられます。

この問題は、まさに封建時代の「百姓と菜種油は絞れば絞るほどよい」と言った職員管理になってはおりませんか。

そうした厳しい管理の中でも、多くの職員さんは、市民生活を守るために一生懸命遮二無二働いておる姿を、市長や副市長は、どのようにお考えになっておられるのでしょうか。

私は、職員の給料減らすことを政治の具として取り扱ってはほしくはない。

むしろ私が今までずっと江田島市の職員は県下最低のレベルで、しかも、職務を一所懸命果たしているそういう姿を、市民に胸張って宣伝していただきたい。公表していただきたい。そのように思っております。

その中で地方公務員法第13条をご存じでしょうか。

そこには、すべての国民は、この法律の適用について平等に取り扱われなければならないと、地方公務員法の第13条にあります。

こうして、職員の給料を下げることに於いて、すべての労働者の賃金が、そこで、また、下げられていきます。そういう事にならないよう、先ほど、副市長さんは、労使関係でしっかりと議論し進めていくとおっしゃられましたが、私は決してそのようにならないではないかと思っております。低い現状をより低くする今回の条例案に、私は反対をしております。

というのは、対象が50歳以上を対象にしておるということではありますが、私は50歳以上の方はほとんど管理職、中間管理職の方だろうと思っております。その方たちの能力が低いから下げるのか、私は決してそうではないと思うんです。それは、管理職に任命

した執行部の問題とではあろうと思います。

そこらのところよくよく考慮の上で、私は反対討論いたします。

○議長（上田 正君） 賛成討論はありませんか。

新家議員。

○16番（新家勇二君） はい、失礼いたします。

私は、議案第88号に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

このたびは、先ほどの吉野委員長からもありましたように、一般職の給与について、人事院勧告に基づいて改定するものでありまして、先ほど来、本市の給与水準はラスパイレス指数においても広島県下でも低い水準にはございますが、その中でも、今後の検討課題として執行部全体で、これから検討しながら、江田島市内の企業の給与水準等も勘案しながら検討していくということでもありますので、私は賛成の立場で、賛成討論いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号

○議長（上田 正君） 日程第5、議案第89号「平成23年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略をします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第89号「平成23年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」でございます。

平成23年度江田島市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ576万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億5,443万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第89号、平成23年度一般会計補正予算、第3号につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

今回の補正予算は、本市の一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じて改定することに伴いまして、人件費の減額補正をするものでございます。

事項別明細書の16、17ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、18款繰入金、2項基金繰入金、1目減債基金繰入金を576万1,000円減額するもので、これは人件費の減に伴い、減債基金から予定していた繰入れを減額するものでございます。

続いて歳出です。

今回の歳出の補正は、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づく人件費の補正で、その内訳は、18ページから33ページ、1款議会費から10款教育費までの各款の人件費、合計で576万1,000円を減額するものでございます。

詳細は34、35ページの給与費明細書にお示ししております。

以上、歳入歳出それぞれ576万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億5,443万9,000円とする補正でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号

○議長（上田 正君） 日程第6、議案第90号「平成23年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略をします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第90号「平成23年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成23年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,718万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第90号の説明をします。

このたびの補正は人事院勧告に基づき、職員給与費の減額補正をしたものです。

補正額は、5人で、12万円の減額補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号

○議長（上田 正君） 日程第7、議案第91号「平成23年度江田島市介護保険

(保険事業勘定) 特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第91号「平成23年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)」でございます。

平成23年度江田島市の介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,318万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第91号の説明をします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づき、職員給与費の減額補正をしたものです。

補正額は11人で8万6,000円の減額補正です。

以上で説明を終わります。

○議長(上田正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定するのに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号

○議長（上田 正君） 日程第8、議案第92号「平成23年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第92号「平成23年度江田島市下水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第92号、平成23年度江田島市下水道事業会計補正予算、第2号について御説明いたします。

このたびの補正は、当該会計に係る職員の給与改定に伴う職員給与費の減額補正等を行うものであります。

予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成23年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度江田島市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第1款下水道事業収益の第1項営業収益を1万8,000円の増額補正。第2項営業外収益を22万7,000円の減額補正を行い、第1款下水道事業収益の補正後合計額を8億8,687万5,000円とするものです。

次に、支出について、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を20万9,000円の減額補正を行い、第1款下水道事業費用の補正後合計額を8億8,687万5,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入について、第1款第2項出資金を2万1,000円の減額補正を行い、第1款資本的収入を補正後8億5,763万8,000円に、支出について、第1款第1項建設改良費を2万1,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出を補正後、11億7,375万7,000円とするものです。

第4条 予算第7条に定めた職員給与費を23万円減額し、補正後1億1,074万2,000円に補正いたします。

第5条として、予算第8条に定めた一般会計補助金を22万7,000円減額し、補正後1億5,317万円に補正します。

実施計画は3ページに、資金計画は4ページ、給与費明細は5ページ、費目別内訳は6ページ及び7ページに記してあるとおりでございます。

なお、9月補正において、期末手当について、錯誤により過小計上となっていたことから、このたびの補正で正しい額に改めさせていただいております。

今後作成に当たりましては、慎重に精査し誤りのないように努めてまいります。

申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 今のことですが、9月補正で間違っと思ったいうてね、公共下水の間違い多いよ。今まで何回あったんね、これは。全然見てないんじゃない、あなたら。

こういう増額になっているところをみりゃ全部異動のことで増額になっということですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 5ページの給与費明細書の職員手当の内訳をご覧いただければと思うんですけども、その中で期末手当で1, 177万8, 000円という補正前の額がございました。

これは、9月におきまして、昨年度から職員が減ったことによる補正をした結果によるものでございました。ただし、この額を入れるにあたりまして、錯誤がございまして、減額のしすぎをしておりました。そのため、今回の補正にあたりまして、それをもとに戻さしていただくものがございます。

9月補正におきましても、誤りがあったことで、重なる誤りで、大変申しわけございませんでした。

以後、精査を務めて、誤りのないように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第93号「平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略をします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第93号、「平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第93号、平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条 平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度江田島市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出ですが、第1款水道事業費用の第1項営業費用を21万1,000円減額し、第1款水道事業費用の総額を8億2,336万4,000円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,784万8,000円を、2億1,783万9,000円に、当年度の損益勘定留保資金1億2,372万5,000円を1億2,371万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

支出ですが、第1款資本的支出の第1項建設改良費を9,000円減額し、第1款資本的支出の総額を3億5,102万2,000円とするものです。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。

職員給与費を22万円減額し、1億3,928万円とするものです。

今回の補正の内容につきましては、職員給与について、人事院勧告に準じ改定し、減額補正をするものです。

3ページに実施計画を、4ページに資金計画を、明細書と内訳書は5ページ、6ページに記してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定するのに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(上田 正君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これで平成23年第6回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 11時10分)